

九州農政局西諸農業水利事業所交渉
(全農林労働組合九州地方本部宮崎ひむか分会)

議 事 要 旨

1. 開催日時:平成22年2月18日(木)17:30~17:40(10分)

2. 場 所:九州農政局西諸農業水利事業所会議室

3. 出席者

西諸農業水利事業所	平林 詩朗(所 長)
同	横山 光一(庶務課長)

全農林労働組合九州地方本部宮崎ひむか分会	伊藤 英光	副委員長
同	廣松 永之介	執行委員

4. 議 題:超過勤務縮減対策について

5. 議事概要

○横山庶務課長

只今から、09全農林宮崎ひむか要求第2号に基づく交渉を始めます。

まず、交渉に先立ち国公法第108条の規定に基づく予備交渉を2月9日行ったところがあります。

宮崎ひむか分会から提出された要求事項が「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の(3)に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は、要求書のⅢの1とします。その他の事項については、西諸農業水利事業所の権限外事項や、また、管理運営事項に該当するというので整理したことを前提に交渉を行います。

○伊藤副委員長

要求事項につきましては、私たちが安心して働き続けられる職場を目指して、職場の労働条件の点検を行い取りまとめたものであります。

当事業所における超過勤務の状況は、平成21年4月1日から平成22年2月17日までの実績ですが、組合員39名の内、一月31時間以上の超勤を経験したことがある職員は33名で85%、45時間以上は24名で62%、81時間以上は10名で26%となっており、31時間未満はわずか6名で15%という状況になっています。

このような状況の中で、実効ある超勤縮減対策を図るよう要求します。

○平林所長

超過勤務の問題につきましては、1月の全体会議でも話しましたが、事業所の業務量が膨大になるとともに困難な課題が増大し、超過勤務が大変多くなっている状況があり、超過勤務縮減が目下の最大の課題であると認識しています。

これまで、超過勤務縮減対策推進委員会を6回開催し、その中で超勤実績と今後の見込みを考慮した対策の検討、対策の効果の検証などを行っています。具体的には、現場技術員の適切な配置、職員との話し合いなどを行ってきました。さらに、下半期におきましては、水曜日、金曜日の定時退庁を徹底する取組を始めました。これは、一定の効果が見られています。

それに加えて、第4四半期は、工事の変更業務、来年度工事の準備等で超過勤務が増える面がありますので、課毎に超勤縮減の目標を設定して取り組んでいるところです。

今後も超勤縮減に真剣に取り組んでいきたいと思っています。

○伊藤副委員長

昨年12月25日に閣議決定された、予算、組織・定員改正案では、公共事業費が大幅に削減されることになりました。とりわけ農業土木における農業農村整備事業や関連予算が大きく削られ、前年対比65%の削減となりました。

事業費の大幅な削減により、事業・業務の見直しを迫られ、工期の遅れや、発注計画の変更、設計書の組み換え、地元との調整作業による業務量の増大を心配しています。

非常勤職員の確保もできないとなると、現場で働く組合員は超過勤務の増大により非常に苦勞することになります。また、会計検査、行政監察などへの対応など、待ったなしの事態もあるわけですから、組合員は限界というところで働いているところです。

組合員は、国民への行政サービスを低下させぬよう常に神経を使っており、労働条件の急激な変化や新たな勤務評価の導入に戸惑いつつも一生懸命働いているわけでありませう。

食料自給率の向上や安全性の確保、農林水産業の諸政策を実施するためには、中央、地方が一体となった業務運営が重要となっています。

所長は各管理職を指導する立場として、各管理職に対して何でも言える職場の雰囲気作り、風通しのよい職場になるように目配り気配りを行うように指導を行って頂きたい。

以上申し上げまして本日の交渉を終了したい。

09全農林ひむか要求第2号
2010年2月8日

九州農政局西諸農業水利事業所
所長 平林 詩朗 殿

全農林労働組合九州地方本部宮崎ひむか分会
委員長 藤崎 哲也



要 求 書

私たちは、労働条件点検活動を行い、労働条件上の課題・問題点を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的な見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

については、私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

記

I. 農林水産省改革・地方分権改革について

1. 省改革については、農林水産政策の円滑な実施をはかるため、中央・地方組織が一体となった実施体制を確立するとともに、必要な定員を確保すること。
2. 地方分権に係る検討に対しては、農林水産行政の推進に必要な地方支分部局の役割を明確に主張し、事務・事業と組織、雇用・労働条件を確保すること。
3. 国営土地改良事業の将来展望等を明らかにし、職員の不安解消に取り組むこと。

II. 2010年配置転換における事前研修や業務運営について

1. 研修該当者が安心して研修に出席できるよう現場当局として業務調整の手法を明らかにすること。

III. 超過勤務について

1. 現場段階で実効ある超過勤務縮減対策を図ること。
2. 超過勤務手当を全額支給すること。

以 上